

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和4年2月28日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和4年2月28日（月）午後0時07分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 大島令子 加藤和男 ささせ順子 なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ
欠席委員	伊藤真規子
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長 横地賢一 人事課長 北川考志 課長補佐 正林直己 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当）加藤英之 次長（事務処理適正化、行政改革担当）福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 課長補佐 山際裕行 くらし文化部長 浦川 正 次長（たつせがある、文化の家担当）兼たつせがある課長 磯村和慶 次長（安心安全、環境、生涯学習担当）日比野裕行 たつせがある課課長補佐 名久井洋一 交流商工係長 中川暁敬 安心安全課長 南谷 学 防災消防担当課長 久保田直也 課長補佐 伊藤弘憲 防災消防係長 鈴木洋輔 環境課長 富田俊晴 ごみ減量推進係長 大谷 悠 生涯学習課長 水野徳泰 課長補佐 山田克仁 スポーツ係長 近藤一英

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 15 号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

人事課長 議案第 15 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 24 号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合同約の変更について

人事課長 議案第 24 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 16 号 長久手市小規模企業及び中小企業振興基本条例の制定について

たつせがある課長

議案第 16 号について説明

野村委員 第 9 条では、「大学の役割」を規定している。大学は研究や教育の場であって、自立性が尊重されると思うが、どのような役割を求めていくのか。

たつせがある課長

大学には、学生の勉学と将来的な労働力の確保という役割がある。小規模企業等が市内でどのような役割を果たしているのか知ることによって相乗効果が出ると期待する。

野村委員 第 10 条では、「市民の理解と協力」を求めているが、何をすればよいのか。

たつせがある課長

個人の消費行動を制限するものではない。興味を持っていただくことで、みんなで円滑に進めていきたい。

野村委員 第 4 条第 4 項では、「商工会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。」と規定されているが、現在の加入率はどのようなか。

たつせがある課長

市内の約 1,700 の事業者のうち、約 5 割が加入している。

大島委員 この条例の根拠となる法律は何か。

たつせがある課長

中小企業基本法、小規模事業者支援法、小規模企業振興基本法である。中小企業基本法には、地方自治体の責務などが規定されている。

大島委員 周辺で同様の条例を制定した自治体はあるか。

たつせがある課長

平成 27 年に豊明市、平成 30 年にみよし市、平成 31 年に尾張旭市、令和 2 年に瀬戸市と東郷町で制定されている。令和 4 年には日進市で制定される予定である。

大島委員 条例には、市の責務に「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。具体的に、どのような支援をしていくのか。

たつせがある課長

中小企業が行う人材確保のための求人誌への掲載、販路拡大のためのクーポン券を付けた冊子の発行等に対する補助を考えている。

大島委員 これまで市が直接支援してきていなかったのか、条例を制定しても市に相談しに来る中小企業はいないのではないのか。

たつせがある課長

これまで市に直接問合せはあまりなかったが、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な補助金に関して問い合わせが来ており、市の支援が認知されてきていると考えている。

ささせ委員 加入の有無で受けるサービスの差を生まないようにできないか。

たつせがある課長

新型コロナウイルス感染症に関する相談や市の補助金等については、

商工会の加入、未加入に関係なく相談や補助を受けられるよう商工会と調整する。

大島委員 事業者の約5割は商工会に入っていないのであれば、入っていない事業者の意見も市が聞くべきではないのか。

交流商工係長 商工会を脱退された方には理由は聞いていく必要はあるが、意見を聞く手段は検討が必要と考える。

なかじま委員 全国的に、後継者不足による黒字廃業が問題視されている。本市で後継者不足による廃業の有無などは把握しているか。

交流商工係長 統計的なデータは把握していないが、商工会の退会が後継者不足によるケースが多いとは聞いている。

なかじま委員 岐阜県では、後継者のマッチングを市がやっているところもある。本市でもいずれ市や商工会が行っていく可能性があるのか。

交流商工係長 各県には、事業承継を専門とした国の相談窓口がある。金融機関なども含めてみんなで事業者のサポートをしていくことが重要だと考える。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第19号 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第19号について説明

野村委員 第14条では、管理運営を教育委員会へ委任する旨の規定がある。教育委員会は実質的に管理していないと思うが、今回あわせて改正しなくてもよいのか。

生涯学習課長 地方自治法では教育委員会が財産を所有したり、予算の執行権をもったりできないと規定している。地方教育行政法のなかで地方公共団体の長の職務権限として、事務を所管するとなっているので問題ない。

野村委員 事務を進めにくくないのか。

生涯学習課長 不都合はない。

野村委員 第10条第4項では、「公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。」と追記されているが、参考にした条例はあるか。

生涯学習課長 近隣は入っているところが多い。例えば、新型コロナウイルス感染症

により一旦は使用許可を出したが取り消すこともある。実際に制限をかける場合があるので盛り込んだ。

野村委員 第4条第2項には、「指示にしたがい使用しなければならない」と記載している。第8条第2項で改めて規定したのはなぜか。

生涯学習課長 利用者に対する決まりがなかったからである。

大島委員 指定管理者は、第2条で定められている全ての施設を1者で管理するのか。

生涯学習課長 市の方針としては、1者をお願いしたい。

大島委員 個人情報の適正な管理が行われているかどのように確認していくのか。

生涯学習課長 個人情報保護について、仕様書に盛り込む予定である。年度ごとに報告書を提出してもらい確認していくことになる。

大島委員 利用者が管理業務で不利益を被った場合には、市に救済を直接申し立てることができるような協定の締結も考えているのか。

課長補佐 直接市に申し立てるようなことは考えていないので、指定管理者の業務のなかで対応していただきたい。

大島委員 利用者と指定管理者の間で解決できない場合に、市へ申し立てできないのは問題だと考える。例えば、施設の損傷などのトラブルが起きたときに市がどのように介入していくのか。

課長補佐 仕様書で保険への加入を義務付けたいと考えているので、破損等はその範囲で対応していただきたい。

大島委員 指定管理者が条例で定められた使用料よりも高い価格を設定することはないか。

生涯学習課長 条例で定めた上限よりも高い使用料を利用者に求めることはない。

大島委員 上限であるならば、安くなることがあるということか。

生涯学習課長 例えば、利用率が低い時間帯を安く貸し出すことは営業努力の範囲であると考えている。

大島委員 利用できる団体が限られているものもあるが、指定管理者の判断で変えることができるのか。

生涯学習課長 現在は団体として予約していただく状態である。利用できる枠を広げていく努力をしていくことも想定はしているが、現時点で具体的にどのようにやっていくかは結論に至っていない。

大島委員 例えば、まん延防止等重点措置などで開館時間が短くなると、指定管理者に入る使用料が減る。そのため、県などが定める基準の範囲内で自由に指定管理者が開館時間を決めることができるのか。

生涯学習課長 それぞれの施設で開館時間を決めているので、国や県の基準で感染対策をしながら対応していくことになる。指定管理者制度を導入した際に、条例で定めた時間よりも長くしたり、新型コロナウイルス感染症対策で開館時間が制限されているような場合でも、条例で定めた時間を超えて開館することは許されない。

- 大島委員 近隣にある県の施設では、開館時間は午後9時までだが、午後9時15分までに施設から撤収してくださいという所もある。文化の家では、午後10時まで部屋を借りていても、午後10時には施設から完全に撤収してくださいというやり方である。少しでも長く借りられることは魅力とを感じる。どう考えているのか。
- 生涯学習課長 条例で定められている時間帯の中で運用していくものだと考える。
- 山田(か)委員 指定管理者制度は、サービス向上も目的の一つであると考え。指定管理者選定に係る企画提案書は、内容重視なのか金額重視なのかどちらの方針か。
- 生涯学習課長 価格とのバランスの問題もあるが、まずはサービスを重視していくことになる。
- 山田(か)委員 指定管理者制度導入にあわせて総合型スポーツクラブも盛り込んでいけるとよいと思うが、どう考えているか。
- 生涯学習課長 指定管理者が自主財源を原資に運営していくのが理想である。令和3年夏に実施したサウンディング調査では、指定管理者が独自にやるのは難しいとの回答だったが、組織発足に関して支援していけると思うとの回答だった。そのため、指定管理者自身が総合型スポーツクラブを運営していくのは難しいと考える。
- 石じま委員 議案の概要にある「効果的な施設運営」とは具体的にどのようなか。
- 生涯学習課長 独自のスポーツ教室などを効果的に開催できると考える。市民に利用していただく施設であるため、市民の意見も聞きながらよりよい施設として運営していきたい。
- 石じま委員 指定管理者が開館時間の枠を広げることで収益が増えることも考えられる。開館時間を長くすることも考えているか。
- 生涯学習課長 現在の開館時間で指定管理者制度を導入したいと考えている。
- 加藤委員 指定管理料はいくらぐらいかかると見込んでいるのか。
- 生涯学習課長 どのような業務を含めるのかで変わってくるため、具体的にいくらになるかは精査中である。
- 加藤委員 どのぐらい削減できるのかわからない状況なのか。また、いつから指定管理していくのか。
- 生涯学習課長 令和5年4月から指定管理者制度を導入していきたい。削減額としては、概算で約1,000万円削減できるのではないかと考えている。
- 野村委員 杵ヶ池公園も含めて指定管理にしていくのか。
- 生涯学習課長 公園も管理区域に含めていきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 07 分休憩>

<午前 11 時 20 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 17 号 長久手市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例並びにリニモテラス公益施設条例の一部を改正する条例について

安心安全課長 議案第 17 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 18 号 長久手市セーフティステーション設置条例を廃止する条例について

安心安全課長 議案第 18 号について説明

大島委員 拠点を市役所に移して防犯パトロールを行うとのことだが、セーフティステーションが担っていた機能を市役所に持たせるのか。

安心安全課長 安心安全課の事務室に席をつくり拠点とする。市役所を発着点として今までどおり地域を決めてパトロールしたい。青色回転灯付き防犯パトロールカーは市役所の駐車場にとめる。

大島委員 現在、どのような体制でパトロールしているのか。

安心安全課長 パトロールカー 2 台の 4 人体制である。

大島委員 セーフティステーションの廃止による経費削減はどの程度見込まれるのか。

課長補佐 人件費として、令和 3 年度予算には 4 人の職員で約 800 万円の予算を計上している。令和 4 年 4 月からは 2 人の職員を削減し、令和 4 年度予

算では約 400 万円削減される予定である。

大島委員 2人になるとのことだが、令和4年度以降はどのような体制でパトロールしていくのか。

安心安全課長 令和4年度からは2人で1台を使用してパトロールしたいと考えている。残る1台は市民に貸し出してパトロールしていただきたいと考えている。

大島委員 市民に貸し出すときの、人件費などは誰が負担するのか。

安心安全課長 ボランティアである。ガソリン代と保険代は市が負担することも考えている。

野村委員 今までと同じパトロール体制はとれないということか。

安心安全課長 市が洞小学校区に交番もできたので、パトロールは1台でやっていきたいと考えている。

野村委員 地域の方のボランティアでパトロールしてくれる目処はついているのか。

安心安全課長 賛同していただいている自主防犯団体はある。青色回転灯付き防犯パトロールカーを運転するためには、警察官を講師とした講習会を受講する必要があるため、3月末に開催して、4月から実施していきたい。

野村委員 ボランティアが公用車を運転すると事故が心配だが大丈夫なのか。

安心安全課長 保険は市が加入している。日進市や豊明市も実施しているが、問題は起きていないと聞いている。

加藤委員 セーフティステーションの跡地はどうなるか。

安心安全課長 令和4年4月頃に入札をして5月頃には売却していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 26 号 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安心安全課長 議案第 26 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 25 号 尾張旭市長久手市衛生組合の解散に伴う財産処分について

環境課長 議案第 25 号について説明

大島委員 香流苑の不動産鑑定評価額はどのくらいだったか。

環境課長 1 平方メートルあたり 6 万 7,000 円である。

大島委員 香流苑は現状有姿で売却するとのことだが、建物の解体費はどれくらいかかるのか。

環境課長 尾張旭市長久手市衛生組合の試算では、約 5 億 5,000 万円かかると聞いている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 21 号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について

行政課長 議案第 21 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 22 号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について

行政課長
大島委員
行政課長

議案第 22 号について説明

区域内で影響を受けるのはどのぐらいか。

下山土地区画整理事業区域内全体では、約 190 人が影響を受ける。区域内のうち樫木地区の人数は把握していない。

大島委員
行政課長
大島委員
課長補佐

換地処分のお知らせはいつごろか。

令和 5 年度の予定である。

市が、影響を受ける市民に説明していくのか。

関係する市民を対象に、令和 3 年 8 月にアンケートを実施した際と令和 4 年 1 月にアンケート結果を送付した際に案内した。換地処分の時期に改めて郵送で案内することを予定している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 23 号 市道路線の認定について

土木課長
大島委員
土木課長
大島委員
土木課長

議案第 23 号について説明

今回認定する道路の距離はどれぐらいか。

約 871 メートルである。

新しくできた道路であるため、維持管理費はかからないか。

路面の劣化も進んでいないので、あまりかからない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後0時07分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和4年2月28日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう